

令和6年度 吉野町地域住民グループ支援事業 募集要領

－人と人とのつながりを大切にしたサロン活動を応援します－

1. 目的

高齢者が気軽に通える範囲内に、介護予防を目的に、外出のきっかけや気軽に集まる場となるサロン等の活動グループを募集します。

2. 助成対象

次の要件をすべて満たすグループが対象です。

(1) 65歳以上の高齢者で概ね8人以上のグループ

- ・登録者の半数は65歳以上で他グループに未登録であること
- ・同地区の方が半数であれば他地区の参加も可能であるが、互いに参加声かけや見守りなどを積極的に行うこと

(2) 月1回程度の開催

事情により開催できない月があっても構いませんが、基本的には月1回以上集まっていたことを推奨いたします。

(3) 介護予防研修(年1回程度実施)への参加

3. 助成額

交付対象となる経費に対し年間3万6千円を上限とします。

※申請月によって上限額が変わります。(活動費約3,000円/月の計算)

4. 助成対象活動等 必ずご確認ください

対象となる活動	① 定期的な地域サロン活動（手芸、工作、ゲーム、コーラス、菜園づくり等） ② 健康づくり活動（体操、脳トレ、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ダンス等） ③ イベントの実施（料理教室、音楽会、季節の行事等） ④ 外部講師を活用したサロン活動についての勉強会の実施
---------	---

裏面につづく

経費	対象となるもの	① 事業を行うために必要な実費 (食材料費、印刷費、消耗品費、通信費、会場使用料等) ② 事業を行うために必要な講師や専門家等への謝礼等 ※弁当代、講師料は補助金助成確定額の半額までとします。
	対象とならないもの	① 事業に必要と認められない食糧費 (酒、タバコ、金券、店舗での飲食代等) ② 活動場所までの交通費 ③ 交付対象事業に直接関係のない経費 ④ 備品類 ※購入前にご相談ください。
その他		他の補助金を受けている既存の団体(自治会・老人クラブ等)が行う活動であっても、補助対象となる可能性がある為ご相談下さい。 <u>活動場所については、町内の集会所・グラウンド・参加者の自宅等とし、飲食店・カラオケ店等の店舗活動は対象になりません。また、町外活動費用についても補助対象に含まれません。</u>

5. 申請手続き

(1) 募集期間

令和6年4月1日(月)から9月30日(月)

(2) 提出書類

- ・吉野町地域住民グループ支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- ・事業計画書 (様式第2号)
- ・事業収支予算書 (様式第3号)
- ・地域住民グループ登録者名簿
- ・グループ名義の通帳のコピー

5. 実績報告

令和7年4月中旬までに、実績報告書を提出していただきます。

※注意) 申請時のグループ名で領収書を保管しておいてください。

宛名がグループ名以外(個人名等)の領収書は認められません。

6. 問い合わせ・書類提出先

吉野町役場 長寿福祉課 地域包括支援センター (よしのスマイルセンター)

〒639-3114 吉野町大字丹治130番地の1

TEL:0746-32-8856 IP:39-9078